令和　　　年　　　月　　　日

申込者氏名　　　　　　　　　　　　　（自筆）

　以下の要件にすべて該当いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 申込者の登録要件、確認事項 | ☑ | 備　　　考 |
| 1 | 空き家バンクへの登録は申込書に、当チェックシートを添付して提出すること。 |  | ①久万高原町空き家情報登録申込書  ②チェックシート  ※建物の老朽化が激しい物件は、登録ができないことがあります。 |
| 2 | 物件の情報がわかる資料（コピー可）を提出すること。 |  | ・全部事項証明書（宅地及び建物）  ・名寄帳  ・固定資産税課税明細書  上記いずれかを提出してください。 |
| 3 | 申込者が物件（宅地及び建物）の登記上の所有者であること。※ただし、未登記家屋の場合は権利を有している者。  ※賃貸の場合は物件の所有者、又は権利を有している者 |  | 共有名義の場合は、申込時に「同意書」を提出すること。  所有者が死亡している場合は、相続人に名義を変更しておくこと。 |
| 4 | 久万高原町空き家バンク制度要綱を遵守すること。 |  | 要綱を必ず確認してください。 |
| 5 | 物件の交渉・契約については当事者間で行い、久万高原町は関与しない。また、問題が生じた場合は当事者間で協議するものとする。 |  | 現地確認時に、「確認書」を提出していだだきます。  トラブルを防ぐため、契約にあたり不動産等専門業者の仲介をおすすめします。 |
| 6 | 売買価格及び賃料を明確にすること。 |  |  |
| 7 | 物件登録の現地確認及び利用希望者との内見に立ち会うこと。 |  | 申込者が立ち会えない場合は、申込時に「委任状」を提出すること。 |
| 8 | 利用希望者への物件所在地ならびに外観のみの案内については役場職員のみで立ち合いを行う。  ※宅地のみの場合、内見対応は役場職員のみで行う |  | 敷地内には立ち入りません。  交渉・内部の内見の希望があった場合に役場から登録者へ連絡します。 |
| 9 | 久万高原町ホームページへの掲載ならびに、久万高原町移住インスタグラムへの投稿を許可する。 |  |  |
| 10 | 内見・交渉となった場合、交渉の結果を役場　空き家バンク担当者に連絡すること。 |  |  |
| 11 | 利用希望者が現れた場合、ホームページにて「現在協議中」と表記する。 |  | 交渉の結果連絡を受け次第、「現在協議中」の表記を解除します。 |